

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：18001

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2023

課題番号：21K20242

研究課題名（和文）児童生徒の自殺事件をめぐる学校の対応と第三者委員会の実践に関する質的調査研究

研究課題名（英文）A Qualitative Research Study on the Practices of Schools and Third-Party Committees Regarding Child Suicide Cases

研究代表者

今井 聖（Imai, Satoshi）

琉球大学・教育学部・講師

研究者番号：40907515

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、児童生徒の自殺事件に関する学校関係者の対応とそれを検証する第三者調査委員会の実践にいかなる特徴があるのかを検討することである。主な研究成果として、当事者間の言い分が食い違う場合に、学校関係者は組織の一員としての行動を求められるがゆえに、自らの主張を公にすることができず、結果的に学校側のリアリティ経験が封殺されてしまう場合があること、第三者調査委員会が学校関係者に対して当事者間の言い分が食い違う事態が発生したことの責任・原因を帰属する場合があります、そこでは学校側に問題をすることを常に可能にする論理が採用されていることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果には、第1に、児童生徒の自殺に関する既存研究に対して新たな視点を提示した上で、質的調査をもとに事例に即した分析・考察を提示したという学術的意義、第2に、通常省みられていない、学校現場や第三者委員会の実践上の論理を描き出すことが相互理解や対立解消に繋がりうるという社会的意義、第3に、実際に対応に当たっている学校関係者や第三者委員会の委員が自身の立場や経験を相対化し、より望ましい実践のあり方を構想するための議論の土台を提示したという実践的意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to examine the difficulties schools face after a student suicide and the features of third-party investigation committees reviewing the responses of school teachers. To understand how schools and teachers are criticized following a student's suicide, this study analyzes newspaper and magazine articles on student suicides, investigation reports from third-party committees, and interviews with experienced committee members and school teachers. The main findings are: First, when there are differing opinions among the parties involved, school teachers, acting as part of the organization, are often unable to make their claims public, which can obscure the reality of the school's situation. Second, third-party investigation committees sometimes attribute responsibility and causality to school teachers, allowing for continuous scrutiny of the school's actions.

研究分野：社会学、教育社会学

キーワード：児童生徒の自殺 第三者調査委員会 事後対応 学校問題 責任帰属 リアリティ分離 経験の政治学
因果関係

1. 研究開始当初の背景

子どもの自殺が日本社会において社会問題化したのは 1970 年代末期であったことが指摘されている。80 年代にはいじめ自殺が注目を集め、その結果、子どもの自殺は「学校問題」の様相を強めていく。それは同時に、子どもの自殺のなかでも、児童生徒による自殺が社会的な関心を集めるようになったという歴史的な変化であった。

研究代表者はこれまで、いじめ自殺や体罰自殺、「指導死」などの自殺類型に着目するかたちで、子どもの自殺と学校の間接的関係を探る作業に取り組んできた(今井聖、2021、「指導死」概念は何をもたらしたのか：遺族の語りから見る社会的経験の変容、『ソシオロゴス』(45),pp.21-38 など)。また、個別具体的な事件を対象に、子どもの自殺事件発生後に、「隠蔽」という語に象徴されるような、学校の不適切な事後対応が問題化される過程についても検討してきた(今井聖、2020、「いじめ自殺」事件における過去の再構成：大津いじめ事件の「自殺の練習」報道に着目して、『現代の社会病理』(35),pp.81-96)。

他方で、不幸にも児童生徒の自殺が起きてしまった場合、その児童生徒が在籍していた学校の関係者はいかなる経験を迫られるのか、そこに今日の社会的条件がどのように関わっているのかという点はこれまで具体的に検討されてこなかった。

2. 研究の目的

以上を前提として本研究では、児童生徒の自殺事件の具体的な事例に即して以下の点を問う。学校・教師はどのような対応を迫られるのか、また、その対応のあり方に対して外部から批判の声を向けられる場合、学校関係者の主張はどのように扱われることになるのか、さらに、近年において広く見られるような「第三者調査委員会」というアクターが事件後の対応の局面で登場した場合、学校関係者はいかなる経験を迫られることがありうるのか。これらの問いを具体的な事例に即しながら検討し、児童生徒の自殺という取り返しのつかない悲劇的な出来事の後で、残された社会成員たちがその出来事との関係でどのような仕方ですべての学校関係者らに対する非難、責任を問う実践に取り組み、どのような仕方ですべての事態を収束させるのか、その実際の(そして、可能な)あり方を明らかにすることが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究では、児童生徒の自殺という出来事との関係で、学校・教師の対応がどのように批判されることがあるのかを確認するために、児童生徒の自殺事件に関する新聞・雑誌記事や、第三者調査委員会の調査報告書などのテキスト資料を収集した。

第三者調査委員会は、弁護士をはじめとする専門家らによって構成される組織である。その具体的なあり方は多様であるため、委員経験者に対するインタビュー調査を実施した。

また本研究において重要なのは、学校関係者側のリアリティに接近することである。学校関係者、特に事後対応において中心的な役割を担う管理職は重要であるため、インタビュー調査を実施した。

4. 研究成果

本研究の主な研究成果として、以下の点が挙げられる。

(1) 第三者調査委員会による因果関係認定の実践

第三者調査委員会の調査報告書の収集・検討作業を通じて明らかになったこととして、ほとんどすべての第三者調査委員会の調査報告書においては、児童生徒の自殺という出来事の「原因」に関する考察が記述されていることがまず指摘できる。第三者調査委員会の多くは地方自治法上の附属機関として設置されるため、地方公共団体等の設置主体による諮問などによって、自殺の原因究明を行うことが求められる場合が多い。それゆえ、原因に関する考察を提示するという第三者調査委員会の実践は制度上求められるものである場合が多いと言えるが、可能な限り網羅的に収集した資料の検討を通じては、背景調査の文脈で原因に関する記述、すなわち因果関係の認定が行われることが一般化していることが改めて確認された。

(2) 第三者調査委員会による学校の対応に関する記述

他方、多くの調査報告書においては、当該児童生徒の生前(自殺事件発生前)および死亡後における学校・教師の対応の不適切さが何らかのかたちで指摘されている。そのうち、自殺事件発生前の学校・教師の対応が問題化される場合、そうした学校・教師の対応はそれ事態が自殺の「原因」の一部として言及される場合がある。「指導死」のように、教師の指導が自殺原因として問われる場合は言うまでもないが、「いじめ自殺」の場合のように、自殺の直接的原因は児童生徒間のトラブル(いじめ)にあると認定される場合であっても、その事態に対して適切な介入・対応ができていなかったとして、学校・教師の責任が指摘され、さらにはそれもまた自殺の原因の一部になったと評価されるケースが散見されることが指摘できる(たとえば、2018年に東京都

八王子市で発生した中学生自殺事件に関する『八王子市立中学校におけるいじめの重大事態に係る再調査報告書』など)。

(3) 「経験の政治学」という分析視角にもとづく対立状況の解読

第三者調査委員会というアクターが登場するのは、地方公共団体やその長、あるいは学校、教育委員会が設置を求めた場合である。前述のように、第三者調査委員会は自殺の原因に関する認定、学校の対応に関する評価づけの活動に取り組むことになるが、そうした実践が取り込まれるよりも前に、学校関係者による事件後の対応(事後対応)や、その対応を問題化する遺族や報道関係者による実践が生起することがある。時には、事後対応の局面において「何が起きたか」という点に関して参与者間の言い分が食い違う事態が生じることがある。このような事態を「リアリティ分離」の状況として捉え、そこで生起するリアリティ経験をめぐる種々の実践を「経験の政治学」という用語で指し示したのが M. Pollner である。

児童生徒の自殺という出来事をめぐっては、事件発生前にどのような現実が生起していたかという問題に限らず、事件発生後に学校関係者がどのような対応を取ったのかという点に関しても、「経験の政治学」が生じうる。その際、マスメディアは遺族の主張を取り上げることで、結果的に学校側のリアリティ経験を否定・封殺してしまう場合がある。また、学校関係者は組織の一員としての行動を求められるがゆえに、自らの主張を公にすることができず、結果的に学校側のリアリティ経験が封殺されてしまう場合がある。本研究では具体的事例に即して、その実際のありようを検討した(今井 2023)。

(4) 「経験の政治学」における第三者調査委員会の関与

第三者調査委員会は、客観・中立的な立場から、自殺事件に関する「事実」を解明し、それに対する評価を行うことを期待されるアクターである。では、当事者間で「リアリティ分離」の状況が生じている場合、第三者調査委員会はその事態をどのように記述するのか。言うまでもなく、第三者調査委員会の調査活動などによって、どちらかの当事者の言い分の信頼性が失われる場合、もう一方の当事者の言い分が認められることになるが、対立状況が継続する場合もある。そのような場合、第三者調査委員会は「両論併記」の形式、つまりは主張が食い違っている事態をそのまま記述するという決着のつけ方を採用することがある。ただし、その上で「リアリティ分離」の状況は、学校側が十分に「遺族の意向確認」を行わなかったためであると原因を帰属し、学校側の対応を「不適切」であったと評価づける実践も生起している(今井 2023)。そのような評価は事後的に行われるものだが、何を・どこまで行えば十分に「遺族の意向確認」を行ったことになるのかは依然として明確ではない。そうである以上、そのような事後的评价は学校側にとって、常に学校側に問題をすることを可能にする論理であり、過剰に厳しい要求となりうる。

学校側が問題を指摘され、非難されなければならないケースも存在するとはいえ、第三者調査委員会のような公的なアクターによってなされる評価の活動はそれ自体、その具体的内実を検証されるべき社会的活動である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 今井聖	4. 巻 38
2. 論文標題 児童生徒の自殺事件をめぐる学校の事後対応はいかに問題化されるのか: M. ボルナーの「経験の政治学」の視角から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代の社会病理	6. 最初と最後の頁 51-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 今井聖
2. 発表標題 いじめをめぐる事実認定の今日的様相 第三者委員会に着目して
3. 学会等名 日本教育社会学会 第74回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 今井聖
2. 発表標題 いじめ問題をめぐるポリティクス: 定義論と事実調査のあり方を中心に
3. 学会等名 第37回日本社会病理学会大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------